

令和4年度

包括外部監査結果報告書

(概要版)

外郭団体に関する事務の執行について

堺市包括外部監査人

田 上 智 子

第1	包括外部監査の概要	- 3 -
1	外部監査の種類	- 3 -
2	選定した特定の事件（監査テーマ）	- 3 -
3	監査テーマの選定理由	- 3 -
4	監査対象年度	- 4 -
5	監査対象部局	- 4 -
6	監査の視点	- 5 -
7	監査の実施期間	- 5 -
8	監査の方法（主な監査手続）	- 5 -
	(1) 予備調査	- 5 -
	(2) 本調査	- 5 -
	(3) 現地調査	- 6 -
9	補助者	- 6 -
10	利害関係の有無	- 6 -
11	指摘事項等の書き分け等	- 6 -
第2	外郭団体に関する事務の概要	- 7 -
1	堺市の外郭団体の概要	- 7 -
	(1) 堺市の外郭団体	- 7 -
	(2) 外郭団体に対する財政的関与	- 8 -
	(3) 外郭団体に対する人的関与	- 10 -
2	堺市における外郭団体に関する行政事務の概要	- 11 -
	(1) 組織体制	- 11 -
	(2) 関係する例規	- 11 -
3	堺市の外郭団体改革	- 11 -
	(1) 平成30年までの取組	- 11 -
	(2) 第3期行財政改革プログラム（平成30年5月）	- 13 -
	(3) 外郭団体の見直しに向けた取組方針（令和3年3月）	- 13 -
	(4) 堺市財政危機脱却プラン（案）	- 14 -
	(5) 平成30年以降の外郭団体の統廃合	- 15 -
第3	外郭団体に対する財政的関与・人的関与に関する考え方等	- 15 -
1	財政的関与	- 15 -
	(1) 補助金・負担金	- 15 -
	(2) 委託料	- 16 -
	(3) 指定管理	- 17 -
2	人的関与	- 18 -
第4	包括外部監査による指摘事項等（総括）	- 19 -
第5	包括外部監査における監査の結果及び意見（全体的）	- 27 -
1	補助金について	- 27 -
2	財産使用について	- 27 -
3	委託契約について	- 27 -
4	外郭団体の運営について	- 28 -
5	外郭団体の指導調整全般（市政集中改革室の事務を含む）について	- 28 -

第6	包括外部監査における監査の結果及び意見（各論）	- 29 -
1	（公財）堺市文化振興財団.....	- 29 -
2	（社福）堺市社会福祉事業団.....	- 31 -
3	（公財）堺市救急医療事業団.....	- 32 -
4	（株）さかい新事業創造センター	- 34 -
5	（公財）堺市産業振興センター	- 34 -
6	（公財）堺市公園協会	- 36 -
7	（公財）堺市教育スポーツ振興事業団.....	- 38 -
8	（公社）堺市観光コンベンション協会.....	- 39 -
9	（社福）堺市社会福祉協議会.....	- 42 -
10	（公社）堺市シルバー人材センター	- 44 -
11	（公財）堺市就労支援協会	- 46 -
12	（公財）堺市学校給食協会	- 48 -

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（以下「自治法」という。）第252条の37第1項及び包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

外郭団体に関する事務の執行について

3 監査テーマの選定理由

- (1) 堺市では、行財政改革の一環として、「出資団体」（後記第2・1のとおり、堺市が資本金等を4分の1以上出資している法人で「堺市外郭団体の指導及び調整に関する要綱」の別表第1に掲げるもの）と「関与団体」（出資団体以外の、堺市政と密接な関連がある法人で、同要綱別表2に掲げるもの）（以下「出資団体」と「関与団体」を併せて「外郭団体」という。）への財政的関与の見直しなどを進めてきた。その結果、平成22年度には21存在した外郭団体につき、順次、統廃合や補助金の削減、委託・指定管理の公募化、人的関与の見直しなどが行われており、令和4年4月1日時点では、堺市の外郭団体としては、7の出資団体と、5の関与団体の、合計12の団体が存在する。
- (2) 外郭団体は、市の補完・代行機能として、市との役割分担や連携を図りながら、社会経済情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズに対応し、専門性や経済性などを発揮して効果的・効率的に公共サービスを提供する役割を担ってきた。しかしながら、堺市の財政収支の見通しは当面多額の収支不足を見込む状況となっており、新型コロナウイルス感染症拡大による市税等の歳入の減少、社会保障関係費等の増加が想定され、非常に厳しい状況にある。そのため、堺市は、令和3年10月公表の「堺市財政危機脱却プラン（案）」において、改革の方向性（6つ）のうちの一つとして、「外郭団体の見直し」を挙げている。
- (3) このような時期に、包括外部監査において、弁護士、公認会計士といった外部専門家が、一つ一つの外郭団体につき会計的側面と法的側面の双方から監査を行うことは、

堺市の行財政改革にとって、有効であると思料した。

4 監査対象年度

原則として令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

ただし、必要に応じて、令和3年度以前の各年度及び令和4年度についても対象とした。

5 監査対象部局

- ・各外郭団体

（監査の対象は、自治法第252条の37第4項所定の、出納その他の事務の執行で堺市の財政的援助・出資・保証に係るものに限る。）

- ・各外郭団体を所管する部局（下記表のとおり）
- ・外郭団体の改革並びに指導及び調整の総括を所管する市政集中改革室

【出資団体（7団体）】		
1	公益財団法人堺市文化振興財団	文化観光局文化部文化課
2	社会福祉法人堺市社会福祉事業団	健康福祉局障害福祉部障害支援課
3	公益財団法人堺市救急医療事業団	健康福祉局健康部健康医療政策課
4	株式会社さかい新事業創造センター	産業振興局産業戦略部イノベーション投資促進室
5	公益財団法人堺市産業振興センター	産業振興局産業戦略部地域産業課
6	公益財団法人堺市公園協会	建設局公園緑地部公園監理課
7	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団	教委) 地域教育支援部地域教育振興課
【関与団体（5団体）】		
8	公益社団法人堺観光コンベンション協会	文化観光局観光部観光推進課
9	社会福祉法人堺市社会福祉協議会	健康福祉局生活福祉部地域共生推進課
10	公益社団法人堺市シルバー人材センター	健康福祉局長寿社会部長寿支援課
11	公益財団法人堺市就労支援協会	産業振興局産業戦略部雇用推進課
12	公益財団法人堺市学校給食協会	教委) 学校管理部学校給食課

(略称について)

以下では「公益財団法人堺市文化振興財団」を「堺市文化振興財団」といったように、各団体の冒頭の法人の種類名の部分を省略したものを、略称として用いている。

6 監査の視点

- ① 合規性（自治法第2条第16項）
- ② 経済性，効率性，有効性（同法第2条第14項）
- ③ 住民の福祉に寄与するものであるか（同法第2条第14項）
- ④ 組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）
- ⑤ 透明性，公平性，競争性が確保されているか

7 監査の実施期間

令和4年4月13日～令和5年1月20日

8 監査の方法（主な監査手続）

(1) 予備調査

予備調査として，外郭団体の改革並びに指導及び調整の総括を所管する市政集中改革室に事前に質問を送り，資料の提供を求め，その回答や資料提供を得た。また，市政集中改革室との間で，Web面談によるヒアリングを行った。

(2) 本調査

上記の予備調査を経て，本調査においては，予備調査において確認した事項を踏まえ，より詳細に，①外郭団体の概要（設立目的，主な事業内容，団体の設立経緯，役割），②財務諸表の推移，③課題，④所管課における外郭団体のモニタリング状況やその結果の活用状況，公表状況，⑤人的関与の状況，⑥財政的関与の状況（補助金・負担金，委託，指定管理，市の不動産の貸付け等の状況），⑦過去の包括外部監査における指摘への措置状況などを把握するべく，質問，ヒアリング，実際の資料の確認等を行った。

(3) 現地調査

以上のほか、12の外郭団体のうち11の外郭団体について、現地調査を行った。

9 補助者

弁 護 士	福岡 智彦
同	武田 宗久
同	佐藤 啓介
同	稲辺 大志
同	橋本 亮太
公認会計士	中川 美雪
同	長谷川史世
同	増田 千春
公認会計士・税理士	新宅潤一郎
同	乾 将太

10 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

11 指摘事項等の書き分け等

監査の結果については、原則として次のとおり書き分けている。

【指摘】法令、基準等に違反していると認められるもの及びその他適正を欠く事項
で是正する必要があると認められるもの

【意見】事務の執行、事業の管理状況等について、経済性、効率性又は有効性の観点（自治法第2条第14項）から検討する必要があると認められるもの。その他、法令、基準等には違反するとは認められないが、住民の福祉に寄与するものであるか（同法第2条第14項）、組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）などの観点から、事務処理上改善する必要があると認められるもの

【要望】制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

なお、本監査結果報告書に記載した金額等の数値の多くは概数であるため、合計した数値がその内訳と一致しない場合があることにご留意いただきたい。また、（単位：千円）といった記載をしている場合、個別に明記していないものは、当該単位未満の数値は切捨てを行ったものである。

第2 外郭団体に関する事務の概要

1 堺市の外郭団体の概要

(1) 堺市の外郭団体

(単位：千円)

団 体 名	設 立 年月日	資本金等	う ち 市出資額	出資 比率
【出資団体】 7 団体				
(公財) 堺市文化振興財団	H6. 4. 1	300, 000	300, 000	100%
(社福) 堺市社会福祉事業団	H5. 7. 20	5, 000	5, 000	100%
(公財) 堺市救急医療事業団	H1. 9. 27	30, 000	30, 000	100%
(株) さかい新事業創造センター	H14. 5. 29	1, 704, 000	854, 000	50. 12%
(公財) 堺市産業振興センター	H18. 4. 1 (S32. 8. 8 ¹)	778, 000	433, 500	55. 72%
(公財) 堺市公園協会	S45. 9. 4	1, 000	1, 000	100%
(公財) 堺市教育スポーツ振興事業団	H8. 12. 5	300, 000	300, 000	100%
【関与団体】 5 団体				
(公社) 堺観光コンベンション協会	H7. 9. 14 (S39. 3. 27 ²)	-	-	-
(社福) 堺市社会福祉協議会	S27. 5. 30	7, 370	0	0%

¹ 前身の一つの財団法人堺市中小企業振興会の設立年月日

² 前身となる法人の設立年月日

(公社) 堺市シルバー人材センター	S56. 6. 18	-	-	-
(公財) 堺市就労支援協会	S59. 4. 3	906, 570	20, 000	2%
(公財) 堺市学校給食協会	S44. 8. 30	2, 000	0	0%

(堺市資料に基づき監査人作成)

(2) 外郭団体に対する財政的関与

ア 補助金・負担金・委託料・指定管理

外郭団体に対する財政的関与の手法としての、財政支出としては、主に、①補助金、②負担金（外郭団体との共同事業等について市が負担する支出等）、③委託料、④指定管理料（外郭団体が市の公の施設の指定管理者となり、その対価として市から受領するもの）が想定される。令和3年度決算における、外郭団体への堺市のこれらの財政的関与の状況としては、以下のとおりである。

(単位：千円)

団 体 名	補助金	負担金	委託料	指定管理料	合計
堺市文化振興財団	112, 788	-	-	885, 296	998, 084
堺市社会福祉事業団	-	-	545	848, 284	848, 829
堺市救急医療事業団	299, 798	-	-	-	299, 798
さかい新事業創造センター	-	-	79, 940	-	79, 940
堺市産業振興センター	301, 179	-	12, 416	-	313, 595
堺市公園協会	-	686	206, 845	32, 390	239, 921
堺市教育スポーツ振興事業団	16, 893	-	889, 349	109, 467	1, 015, 709
堺観光コンベンション協会	207, 079	-	6, 545	20, 000	233, 625
堺市社会福祉協議会	583, 368	3, 699	566, 698	-	1, 153, 765
堺市シルバー人材センター	47, 500	-	515, 767	-	563, 267

堺市就労支援協会	-	-	280,005	116,382	396,387
堺市学校給食協会	-	-	89,133	-	89,133

(監査人作成)

イ 市有不動産の使用許可・貸付等

主な市有不動産の使用許可・貸付の状況は、以下のとおりである。

団 体 名	財産・用途	減免割合等
堺市文化振興財団	堺市民芸術文化ホール(物販場所)	減免なし
堺市社会福祉事業団	堺市立児童発達支援センター(団体事務所部分)	減免なし
堺市救急医療事業団	堺市泉北急病診療センター土地建物	50%減免
	堺市こども急病診療センター土地建物	50%減免
さかい新事業創造センター	-	-
堺市産業振興センター	堺市産業振興センター来客用駐車場敷地	100%減免
堺市公園協会	駐車場	50%減免
	臨時駐車場	100%免除
	自動販売機設置場所	減免なし
堺市教育スポーツ振興事業団	堺市金岡公園体育館の一部(スポーツ用品, 飲食物販売場所)	減免なし
堺観光コンベンション協会	堺市茶室(うち, 補助事業に用いる箇所)	100%減免
	百舌鳥古墳群ビジターセンター(うち, 観光案内所等)	100%減免
堺市社会福祉協議会	堺市総合福祉会館用地	100%減免
堺市シルバー人材センター	鳳保健文化センター土地建物(団体事務所)	減免なし
	美原総合福祉会館土地建物(団体事務所)	減免なし
	中・南分室敷地	減免なし
	堺市役所三国ヶ丘庁舎土地建物(団体事務所)	減免なし
	元福泉幼稚園(作業所)	減免なし

堺市就労支援協会	堺市立共同浴場（自動販売機設置場所）	減免なし
堺市学校給食協会	堺市泉北倉庫	減免なし

(監査人作成)

(3) 外郭団体に対する人的関与

令和3年7月1日時点での、堺市から外郭団体への職員の派遣状況をまとめると、以下のとおりである。

(単位：人)

団 体 名	役 員		職 員	
	市OB（うち職員兼務）	市職員	市OB（うち役員兼務）	市派遣職員
堺市文化振興財団	2(1)	0	2(1)	5
堺市社会福祉事業団	2(1)	0	2(1)	0
堺市救急医療事業団	0	0	0	3
さかい新事業創造センター	1	1	2	2
堺市産業振興センター	2(1)	0	2(1)	4
堺市公園協会	2(1)	0	1(1)	0
堺市教育スポーツ振興事業団	2(1)	0	5(1)	5
堺観光コンベンション協会	0	1	0	4
堺市社会福祉協議会	2(1)	1	9(1)	8
堺市シルバー人材センター	2(1)	1	1(1)	0
堺市就労支援協会	1(1)	0	3(1)	2
堺市学校給食協会	1	1	1	0
合計	17(8)	5	28(8)	33

(監査人作成)

2 堺市における外郭団体に関する行政事務の概要

(1) 組織体制

外郭団体については、外郭団体ごとに所管部局が定められている。また、「外郭団体の改革並びに指導及び調整の総括」を所管する部局として、現在、市政集中改革室が置かれている。

(2) 関係する例規

外郭団体に関連する堺市の条例及び規則として、以下のものが挙げられる。

条 例	・堺市公益的法人等への職員の派遣に関する条例
規 則	・堺市公益的法人等への職員の派遣に関する条例施行規則
要綱・ガイドライン等	・堺市外郭団体の指導及び調整に関する要綱 ・元市職員の外郭団体役員の報酬等の処遇に関する取扱指針 ・堺市出資法人等の情報公開の推進に関する要綱 ・堺市出資法人等の個人情報の保護に関する要綱 ・堺市教育委員会出資法人等の情報公開の推進に関する要綱 ・堺市教育委員会出資法人等の個人情報の保護に関する要綱

「堺市外郭団体の指導及び調整に関する要綱」は、市と人的、財政的その他事業上密接な関係を有する法人について、その効率的かつ効果的な運営を図り、もって本市の事務事業の円滑な運営に寄与することを目的として、これらの法人の自律性を尊重しつつ、その設立、解散、事業運営等に関し、総合的な視点からの指導及び調整を行うことについて必要な事項を定めている。

3 堺市の外郭団体改革

(1) 平成 30 年までの取組

堺市では、「外郭団体の見直し方針」により、平成22年度から平成24年度を集中改革期間として抜本的改革に取り組み、その後も継続して外郭団体の見直しを進め、以下のような改革を行ってきた。

ア 外郭団体の統廃合

平成22年4月1日時点で21あった外郭団体を、平成28年4月1日時点で16まで統廃合し

た。

イ 補助金の削減

団体の解散等により，補助金の削減を行ってきた。

ウ 委託・指定管理の公募化

以下のとおり，それまで外郭団体が非公募により選定されてきた委託事業や指定管理について，公募化を進めた。

年 度	事業名・施設名
平成24年度	堺市都市緑化センター（堺市公園協会）
平成26年度	堺市立勤労者総合福祉センター（堺市勤労者福祉サービスセンター）
平成28年度	堺市立共同浴場（堺市就労支援協会）
平成29年度	放課後児童対策事業（堺市教育スポーツ振興事業団）

（出典：第3期行財政改革プログラム）

エ 人的関与の見直し

下記のとおり，外郭団体に勤務する元市職員，現市職員の削減が図られた。また，元市職員の外郭団体役員について，報酬基準額を設定した。

（単位：人）

種 別		平成21年度 （うち解散団体）	平成29年度	令和3年7月1日 （参考）
役員	元市職員	34(8)	22	18
	現市職員	64(18)	7	5
職員	市OB職員	141(52)	44	21
	市派遣職員	74(14)	41	33

（出典：第3期行財政改革プログラム）

（令和3年7月1日時点人数は監査人作成。なお，元市職員の役員兼職員は役員として計上している。）

オ 外郭団体経営評価システムの導入

平成24年度から外郭団体経営評価システムが本格実施された。また，平成27年度から，期間を3年として外郭団体が策定した「外郭団体中期経営計画」に基づく経営評価

が実施された。ただし、令和元年度に外郭団体への委託事業や補助事業等を含む市の全ての事業を見直すこととなり、また、令和2年度からは「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の検討に着手したことから、令和元年度以降は経営評価を実施していない。

(2) 第3期行財政改革プログラム（平成30年5月）

平成30年5月、堺市は、平成30年度から令和2年度を計画期間とする「第3期行財政改革プログラム」を制定し、外郭団体の見直しについても、第3期行財政改革プログラムに統合した。

同プログラムにおいては、外郭団体がその役割を十分に果たしていくために、自律的経営基盤の構築に向けて、「事業推進力の向上」「ガバナンスの強化」「コンプライアンスの徹底」の3つの要素を機能させるとともに、組織人員体制と財務体質の改善に取り組むとしている。具体的には、①適切な指導及び調整の実施②外郭団体に対する市の関与③堺市外郭団体経営評価システムの運用に関して、必要な取組を行うとした。

その上で、各外郭団体の果たすべき補完・代行機能及び今後の指導・調整の方向性を規定した。

(3) 外郭団体の見直しに向けた取組方針（令和3年3月）

上記プログラムの期間が終了する令和3年3月、堺市では、市の財政状況が非常に厳しい状況になっていることを踏まえ、「外郭団体の見直しに向けた取組方針」を策定した。同方針においては、外郭団体が設立された後相当の年数が経過していることから、時代との適合性や事業の効率性、有効性等の観点から、実施事業や運営体制等の見直しを図るため、見直しの基本的な方向性や同方向性を踏まえた個別団体の取組方針がとりまとめられている。

同方針においては、外郭団体の見直しについての基本的な方向性を、以下のとおり、定めている。

(1) 外郭団体の機能強化

①外郭団体の連携強化等

事業効果のさらなる向上を図るため、団体の既存の枠組みにとらわれることな

く、類似分野における団体間の連携の強化など、団体間の連携のあり方を検討する。

②新たなミッションの付与

現在の社会経済情勢や市民ニーズに対応するため、団体が有する専門性や経済性を活かし、新たなミッションに取り組む。

(2) 効果的・効率的な事業実施

①外郭団体の活動領域の見直し

民間事業者や他団体でも同様のサービス提供が可能なものについては、民間事業者等の参入状況や成熟度合等を踏まえ、団体の今後の参画のあり方を検討する。

②事業の担い手の最適化

外郭団体が実施している事業が、効果的かつ効率的に実施されるよう、市民サービスや費用対効果の向上等の観点を踏まえ、事業の担い手の最適化を検討する。

(3) 自律的で持続可能な団体運営

①補助金の見直し

「補助金見直しガイドライン」に基づき、補助事業として実施することの適切性や補助金額及び補助率の妥当性などの観点から見直しを実施する。

②自主財源の確保

外郭団体の自律的な経営基盤の構築に向け、自主財源の確保に向けた取組を進める。

③ICT 活用による業務効率化

現在の業務プロセスの効率性を検証したうえで、堺市の事例等も参考にしながら、ICT を活用した団体事務の効率化を検討する。

④効果的・効率的な体制の確立

団体ごとの取組方針を踏まえた効果的・効率的な組織人員体制のあり方を検討する。

⑤情報管理の適正化

個人情報の漏洩などが発生しないよう情報管理の体制・ルールを確立する。

(4) 堺市財政危機脱却プラン（案）

また、堺市は、厳しい財政状況を受けて、「真に健全な財政」を実現するために、令和3年10月に「堺市財政危機脱却プラン（案）」を公表した。

この中では、外郭団体について、「外郭団体の見直し」という改革の方向性が示され、①各団体がサービス提供の担い手としてふさわしいか、社会情勢に照らして検証する②民間事業者や他団体が同様のサービスを提供する分野を活動領域としている事業は見直しを行う③目的が類似する団体は法人の統合を進め、経営の効率化を図る④団体の責任と裁量のもとに自律的な運営が行われるよう、自主財源の確保や補助金の

見直しなどを進める、ことが示されている。そして、各団体・事業について、種々の取組方針が示されている。

(5) 平成 30 年以降の外郭団体の統廃合

外郭団体の統廃合がされ、現在の外郭団体は、上記のとおり、出資団体7団体、関与団体5団体の計12団体となっている。

第 3 外郭団体に対する財政的関与・人的関与に関する考え方等

1 財政的関与

(1) 補助金・負担金

ア 堺市の補助金に関する制度

堺市では、「堺市補助金交付規則」によって、補助金に係る予算の執行に関する基本的事項が定められている。個別の補助金については個別の要綱により規律されている。

イ 補助金見直しガイドライン

また、堺市では、令和2年10月に、市の補助金に対する考え方を明確に示し、全市的な見直しの統一基準として「補助金見直しガイドライン」を策定している。この中では、以下の「基本的な視点」と「具体的見直しチェックポイント」が示されている。

<p>(基本的な 視点)</p>	<p>①公益性・必要性 ②有効性・効率性 ③妥当性（対象となる経費や補助率、補助金額が妥当かつ明確であること等） ④公平性</p>
<p>(具体的見直し チェック ポイント)</p>	<p>①委託や直接執行ではなく補助金が適切か。 ②補助金額及び補助率は妥当か。 ③団体運営費補助ではないか。 （団体運営費補助は原則として廃止。補助金がなくても運営できる団体等に対する補助金は廃止の方向で、補助金がないと運営できない団体等に対する補助金については、補助目的・使途を明確にし、運営費を除く事業費に対する補助へ移行する方向で、それぞれ見直す） ④重複・類似のものはないか。 ⑤公募制か。非公募の場合、説明責任を果たしているか。 ⑥終期（原則3年）を設定した要綱を整備しているか。 ⑦時代に即した市民ニーズに合致しているか。</p>

	⑧再補助はしていないか。 ⑨交付先の財政状況を把握しているか。
--	------------------------------------

(2) 委託料

ア 堺市における随意契約による委託

堺市においては、随意契約締結の判断のポイントを具体的に示し、関係法令等の解釈について市全体で公正かつ統一的な事務運営を図ることを目的とする「堺市随意契約ガイドライン（業務委託関係）」を策定している。この中では、地方自治法施行令（以下「自治法施行令」という。）第167条の2第1項第2号に基づく性質随契について、おおむね、次の場合が該当するとしている。

①特定の1者でなければ履行できない業務であるとき。

下記ア～エの適用する場合、業務で必要となる固有のノウハウ等については、他の者が持つ別のノウハウ（手段）等によって代替（目的達成）できないかなど、受注者の唯一性については十分な検証が必要となる。

ア 特殊な設備、機械、情報システム等の保守点検を目的とするものであり、適正な業務履行のためには、当該設備等の高度かつ詳細な知識や技術が必要となる業務で、当該設備、機械、システム等を製作、設置又は納入した者など、適正な業務履行のために高度かつ詳細な知識等を有する者が特定の1者に限定される契約を行うとき。

イ 既存の設備、機械、情報システム等と連節した設備、機械、情報システム等の整備等で、既存の設備、機械、情報システム等の機能を損なうことなく契約の目的を達成するためには業務履行にかかる高度かつ詳細な知識や技術が必要となり、それら高度かつ詳細な知識等を有する者が、当該設備、機械、システム等を製作、設置又は納入した者など特定の1者に限定される契約を行うとき。

ウ 契約の履行のために、特許権、著作権その他排他的権利の使用、又は特定の事業者のみが有する許認可等が必要となり、特定の1者に限定される契約を行うとき。（排他的権利や許認可等に該当する内容を具体的に確認すること。）

エ 業務を適正に履行するためには特殊あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等が必要とされ、それらを有する者が特定の者しか存在しないとき。

②法令又は本市の条例、規則、要綱等に基づく事業に係る契約で、契約の相手方が特定されるとき。

③既に締結している契約、覚書や協定等を起因とする業務で、契約の目的達成ないし適切な履行を確保できる相手が限定されるとき。

④国、地方公共団体と直接契約を締結するとき。

⑤医療、歯科診療、調剤又はこれらに準ずる業務を医療機関等に委託するとき。

⑥訴訟代理又はこれに類する業務であるとき。

- ⑦市の政策（産業振興政策、福祉政策など）達成のための業務であり、当該目的達成のために特定の者と契約することが最も適していると認められるとき。 ※ 市の政策目的や契約相手方の設立趣意の変更等により、特定の者と随意契約を行う必要性が認められなくなった場合においては、あらためて競争入札による業者選定を行うこと。
- ⑧契約（仕様）内容を秘密にする必要がある場合、その他入札行為の実施等を事前に公表することが契約の目的達成の支障となるおそれがあるとき。
- ⑨プロポーザル・コンペにより契約の相手方を選定するとき。

イ 随意契約による委託に関する堺市の制度等

随意契約の締結手続について、堺市では、以下のとおり、規律されている。

- ・ 価格競争ができない又は価格競争になじまない明確な理由がある場合には、随意契約による業者選定を行うが、プロポーザル・コンペによる業者選定が可能であればプロポーザル・コンペを実施する（堺市随意契約ガイドライン（業務委託関係））。
- ・ 少額随契のうち、予定価格が30万円を超え100万円以下の契約については、複数者から見積書を徴すること（堺市契約規則第12条，堺市委託契約事務取扱要綱第14条第1号）。なお、予定価格30万円以下の契約は、1者の見積もりで足りるが、この場合も複数者から見積書を徴することを制限するものではなく、競争性を高める見積合わせの実施が望ましい（堺市随意契約ガイドライン（業務委託関係））。
- ・ 性質を理由とする随意契約による委託については、「堺市調達契約事務審査委員会要綱」に基づき不要とされたものを除き、見積人の選定について、市職員による「調達契約事務審査委員会」への付議を経て、見積、契約を行う。

また、随意契約について、堺市は、部局別に、毎月、随意契約締結結果のホームページでの公表を行っている。

(3) 指定管理

堺市においては、それぞれの公の施設の根拠条例において指定管理者制度について規定するほかに、「指定管理者制度活用のためのガイドライン」において基本的な考え方や取扱い等を示している。

同ガイドラインにおいては、指定管理者制度の導入・運用について、①事前検討、

②事業条件の検討（業務の範囲，募集対象，権限等），③条例の整備，④応募関係書類の作成，⑤候補者の選定，⑥議会への提案，⑦指定管理者との協定の締結，⑧指定管理者の管理の実施，⑨指定管理者に対する指導・監督，⑩評価，⑪交代時の引継ぎ，等について規定している。

特に，事業条件の検討のうち，指定管理者の選定方法については，公募方式によることを原則とし，プロポーザル方式による選定によることとしている。ただし，以下のような場合において，公の施設の適正かつ効率的な管理を行うに当たり，公募のメリットよりもデメリットが上回ることについて，合理的な理由が説明できる場合には，非公募による選定も可能としている。

- ① 地域の住民グループによる管理が施設の設置目的を効果的に達成できると考えられる場合
- ② 極めて高度の専門性を要する場合
- ③ 利用者との関係性の維持が極めて重要である場合
- ④ 施設の開所又は運営の継続について緊急性があり，公募による選定手続を行う時間がない場合
- ⑤ その他，特別な事由があると認められる場合

なお，公募の実施の有無にかかわらず，選定は，堺市附属機関の設置等に関する条例に基づき設置され，学識経験者等の外部委員で構成される「指定管理者候補者選定委員会」において行われる。

2 人的関与

堺市においては，条例及びその施行規則により，さかい新事業創造センター以外の外郭団体について，職員を派遣することができる。また，条例により，給料，扶養手当，地域手当，住居手当及び期末手当の100%を支給することができるとされている。

また，さかい新事業創造センターについては，職員が一度退職して当該会社での職務に従事し，会社での勤務期間終了後に地方公共団体の職員に復職するという方法により職員を派遣することができる。

第4 包括外部監査による指摘事項等（総括）

（全体的な指摘事項等）

項目	番号	指摘事項等	対象	
			市	団体
補助金について	意見 1	補助金の額・率等が不明確な要綱について （要綱上、補助金の額・補助率についての基本的な考え方を可能な限り明記するようにすべきである。）	○	
	意見 2	補助率が2分の1を超える補助金について （超える理由を明確にするという補助金見直しガイドラインを遵守し説明責任を果たす必要がある。）	○	
財産使用について	指摘 1	減免の根拠について （起案文書においては、根拠条文の番号だけでなく、具体的な当てはめも記載されるべきである。）	○	
委託契約について	意見 3	随意契約の理由について （市と外郭団体との随意契約を含め、自治法施行令に該当する具体的事実を含めた理由を公表すべきである。）	○	
外郭団体の運営について	意見 4	経営計画について （中期経営計画を主体的に策定し、PDCA サイクルを実行する仕組みを整備するべきである。）		○
外郭団体の指導調整全般について （市政集中改革室の事務を含む）	意見 5	外郭団体についての情報公開 （事業全体の状況や主要な事業、市の関与等の状況（使用料の減免を含む）を一覧性のある方式で情報公開されることを検討されたい。）	○	
	意見 6	取組方針の達成状況の公表について （「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の進捗のうち、方針として決定した部分や、具体的な取組を開始した部分などは、公表することが望ましい。）	○	
	意見 7	外郭団体におけるシステム監査の実施その他情報セキュリティの向上について （外郭団体における情報セキュリティ監査の実施に向けて、必要な支援を実施されたい。）	○	

（団体ごとの指摘事項等）

団体名	番号	指摘事項等	対象	
			市	団体
堺市文化振興財団	意見 8	堺市立文化館の指定管理の今後について （公募による指定管理者制度を導入するべきである。）	○	
	意見 9	フェニーチェ堺におけるエグゼクティブ・プロデューサーとの契約について		○

		(次期契約に際しては、長期にわたる固定額による契約ではなく、より短い契約期間にし、都度業務範囲や価格について検討されたい。)		
	意見 10	フェニーチェ堺の駐車場について (1日当たりの上限料金や特定日制度の導入も検討されたい。)		○
	意見 11	堺市文化振興財団事業補助金の在り方の見直しについて (複数の補助事業のうち少なくとも一部の事業については、適切な時期に、委託契約に切り替えて、公募型プロポーザルなどの方法により相手方を選定する方式の導入を進められたい。)	○	
	意見 12	堺市文化振興財団事業補助金と市派遣職員の人件費との関係 (各事業ごとのチケット収入額は、収支決算書に正しく記載した上で、どのように派遣職員人件費相当額に充当したかを明確にすべきである。)	○	
	意見 13	堺市文化振興財団事業補助金の収支報告の在り方 (収支決算書には共通経費の按分比率や計算根拠を記載することが望ましい。)	○	
	意見 14	財団の今後について(財務面からの意見) (地域文化会館の指定管理者の募集に際しては、堺市文化振興財団がどういった形で公募に取り組むのかを早めに明らかにし、他事業者の応募促進につなげられたい。)	○	○
堺市社会福祉事業団	意見 15	支払ってきた指定管理料が、実際に指定管理業務に要した経費より高額であり、堺市社会福祉事業団の内部に多額の現金・預貯金の蓄積を生じていた点について (このような多額の現金・預貯金の蓄積が生じないよう、積算の適正化に改めて取り組むとともに、これが困難な場合は、指定管理料の支給方式を精算方式に改めることも検討すべきである。)	○	
	意見 16	設備整備積立金について (使用予定のない設備整備積立金について返還や取崩し等の処理を検討されたい。)		○
	意見 17	堺市社会福祉事業団で利用されている各種 ID・パスワードに関する規定整備について (情報システム管理に関する規定を整備する必要がある。)		○
	意見 18	入札を行う場合と、行わない場合の基準について (予定価格が 1,000 万円未満の入札に関する方針を整		○

		理しておくことが望ましい。)		
	意見 19	釣銭の管理について (実態に合わせた適切な現金管理が必要である。)		○
	意見 20	現金出納簿における現金取扱員の押印について (業務の形骸化を防ぐため、適切な現金管理が必要である。)		○
堺市救急医療事業団	意見 21	補助金交付申請額の誤りについて (補助金の概算払い支出を抑えるために、補助金申請段階で特定資産の取崩収入を計上することが望ましい。)		○
	指摘 2	電子カルテの監査の未実施について (規程に基づく電子カルテ監査を実施すべきである。)		○
	指摘 3	堺市救急医療対策事業運営費補助金(事業団管理運営事業)の算定に関する基本的な考え方について (要綱において、補助金の額について包括的な記載をするのではなく、基本的な考え方を可能な限り明記するようにすべきである。)	○	
	指摘 4	堺市救急医療対策事業運営費補助金(事業団管理運営事業)の額の根拠について (運営補助金申請書及びこれを踏まえた起案文書において、運営補助金の金額の算出過程を容易に読み取ることができるようにすべきである。)	○	○
	指摘 5	事業団が使用する土地建物の貸付料の減額貸付の起案文書における理由の記載について (起案文書において、減額貸付けの根拠条文だけではなく、具体的なあてはめも記載すべきである。)	○	
	指摘 6	小児後送ベッド確保対策について (病院が病床を確保する義務を負うことなどの権利義務関係を明確にするためにも、団体と病院との間で契約書が作成されるべきである。)		○
さかい新事業創造センター	意見 22	さかい新事業創造センターに対する委託事業の成果指標について (市はさかいスタートアップアクセラレーション業務委託事業に関する成果指標を定めるべきである。)	○	
	指摘 7	情報セキュリティ規程に基づくシステム監査について (団体はシステム監査を実施すべきであり、市は必要な支援を行うべきである。)	○	○
	指摘 8	資金計画の作成について (規程に沿った資金計画作成が必要である。)		○

	意見 23	中期経営に関するモニタリング実施について (事業計画の基礎となるものでもあり、モニタリングの仕組み構築によるフォローアップを実施すべきである。)		○
	意見 24	小口現金残高の適正化について (小口現金の必要残高を検討し、管理上のリスクを低減させることが望ましい。)		○
堺市産業 振興セン ター	指摘 9	情報セキュリティ規程に基づくシステム監査について (団体はシステム監査を実施すべきであり、市は必要な支援を行うべきである。)	○	○
	指摘 10	補助金見直しガイドラインの遵守について (ガイドラインで定められた補助金支出に係る運用ルールを遵守する必要がある。)	○	
	意見 25	市が実施する団体へのモニタリングの実施方法検討について (団体に対する現地調査に関するマニュアル等を作成し、実効性を高めることが望ましい。)	○	
	意見 26	郵送業務の効率化について (料金後納郵便を採用していない部署について、業務効率化の観点からその採用を検討すべきである。)		○
	意見 27	小口現金残高の適正化について (小口現金の必要残高を検討し、管理上のリスクを低減させることが望ましい。)		○
	意見 28	貸会場利用率の向上について (稼働率向上のための施策を検討すべきである。)	○	○
堺市公園 協会	指摘 11	役員報酬の決定手続について (法の原則にのっとって定めるべきである。)		○
	要望 1	駐車場の使用料について (減免の相当性及びその割合について、その必要性及び範囲を見直し、団体援助的な減免は行わないことが好ましい。)	○	
	要望 2	駐車場の使用許可について (市が、実際の駐車場管理を行う事業者と直接契約等を行うことが望ましい。)	○	
	要望 3	自動販売機の使用許可について (公園協会以外による自動販売機の設置の可否についても、検討を要望する。)	○	
	意見 29	愛護会支援事業の委託範囲について (広場の利用抽選業務については、愛護会支援事業と切り離す方法を検討することが望ましい。)	○	

	意見 30	愛護会支援事業による堺市公園協会の財産取得について (重要かつ財産的価値のある物品等については、委託の終了時・変更時の処理等を契約上取り決めることが望ましい。)	○	
	指摘 12	荒山公園駐車場の管理の法的根拠について (手続を漏らすことなく法的根拠を明確にすべきである。)	○	○
	意見 31	荒山公園駐車場の管理委託について (年度末の委託契約時点で、翌年度分についてもまとめて契約締結する手法の可否について、検討されたい。)		○
	要望 4	堺市公園協会及び委託事業の全体的な在り方について (長期的な観点で、公園協会の財政基盤の確保や、業務の在り方の見直しを通じて、委託事業に係るコストの検証に努めることが望ましい。)	○	
堺市教育 スポーツ 振興事業 団	意見 32	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団補助金の補助対象人件費について (補助対象事業の人件費の適正性を検証できるよう人件費の内訳(直接人件費、間接人件費、按分根拠等)について事業団に説明を求め、その妥当性を判断した上で、補助金交付額を決定すべきである。)	○	○
	意見 33	金岡公園体育館における現金等の管理について (より盗難・紛失のリスクの低い方法を採用することが望ましく、現金管理の責任の所在も明確にすべきである。)	○	○
	意見 34	金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。)	○	○
堺観光コ ンベンシ ョン協会	指摘 13	茶室管理業務の再委託について (再委託の承認手続を徹底されたい。)	○	○
	意見 35	経営計画について (主体的に策定することが望ましい。)		○
	意見 36	補助事業の内容変更・中止の手続について (要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。)	○	○
	意見 37	補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討されたい。また、補助率の設定等が可能かを検討されたい。)	○	

	意見 38	補助金を原資とする負担金拠出の在り方について (市が負担金を拠出する、観光に関連するイベントについては、負担金を市に一本化することを原則とされたい。)	○	○
	意見 39	補助金の検査の在り方について (検査の実施結果を明らかにするため証跡を残しておく必要がある。)	○	
	意見 40	堺大魚夜市のオンライン開催について (費用対効果が見合っていないため、オンライン開催については、あえて費用を支出して行うべきではなく、仮に開催するにせよ、より費用の小さい方法によるべきである。)	○	○
	指摘 14	堺大魚夜市への補助金・負担金の精算について (年度末には、堺大魚夜市実行委員会の残余金について、団体の負担割合に応じて精算を行い堺観光コンベンション協会に返還させるべきであり、堺市からの補助金の精算も返還を基礎として行うべきである。)	○	○
	意見 41	堺大魚夜市への補助金・負担金の在り方について (堺市が自ら補助金を拠出する形とすることを検討すべきである。)	○	
	意見 42	堺まつりに関する自主財源の確保について (協賛金の獲得について、数値目標の設定や、増加に向けた具体的戦略を検討すべきである。)	○	○
	意見 43	観光案内所における現金収入の管理について (現金入金額の根拠である領収書控えとの一致の確認又は連番チェックを実施する必要がある。)	○	○
	指摘 15	団体における契約手続について (見積書の取得等に当たり、予定価格又は予算配分額を書面上明確にするように努められたい。)		○
堺市社会福祉協議会	指摘 16	堺市総合福祉会館管理運営補助金等の基本的な考え方について (実際には補助の対象となっていない費用については要綱から削除されるべきである。また、要綱において包括的な事項を記載するのではなく、補助金の額等について規定されたい。)	○	○
	意見 44	堺市総合福祉会館改修工事に係る補助金の今後の在り方について (工事関連経費に係る補助は、用途が限定されていない会館補助金に含めるのではなく、事業補助金(施設整備補助金)として交付すべきである。)	○	○

	意見 45	業務委託契約の履行確認について (履行状況を確認した具体的な結果を一元的に書面にまとめるなどして記録に残しておくべきである。)	○	○
	指摘 17	福祉会館用地の無償貸付けについて (起案文書において無償貸付けが可能な根拠について具体的なあてはめが記載されるべきである。)	○	○
	意見 46	福祉会館における貸室の稼働状況について (貸室の稼働状況を改善し、収益の確保に向けた検討がなされるべきである。)	○	○
	意見 47	福祉会館における貸室の使用料の返還について (使用料を原則として返還しないとする規程と実際の運用との齟齬の解消について、貸室の収益の確保の観点も踏まえつつ検討されたい。)	○	○
	指摘 18	個人情報取扱事務目録について (規程に基づき作成されるべき個人情報取扱事務目録について作成されたい。)		○
堺市シルバー人材センター	意見 48	補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて (国の補助制度との整合性を図る観点からも、補助金交付要綱に補助対象経費に含まれる消費税相当額に関する取扱いを定め、補助対象経費に含まれる消費税相当額の返還の要否についての検討を行われたい。)	○	
	意見 49	補助対象経費の範囲について (堺市シルバー人材センター運営補助金の補助対象経費の範囲を同趣旨の高年齢者就業機会確保事業サポート事業等補助金(国の補助金)に整合させることを検討されたい。)	○	
	指摘 19	堺市シルバー人材センター運営補助金の補助対象について (補助の対象が事務所の貸付料と事務局の人件費に限られることを明記するべきである。)	○	
	意見 50	堺市の所管課による堺市シルバー人材センターへの指導監督体制について (所管課による指導監督を強化すべきである。)	○	
	意見 51	堺市シルバー人材センターの運営について (受託事業の収益の向上に向けた取組について検討されたい。)		○
	意見 52	会員の処遇について (既存会員の就労意欲の低下や、新規会員の確保が困難になることを避けるためにも、最低賃金を下回らない額の配分金や交通費の別途支給を検討するべきである。)		○

	指摘 20	情報セキュリティについて -1 (要綱記載において策定すべきとされている実施手順を策定するか、当該要綱の規定の見直しを検討されたい。)		○
	意見 53	情報セキュリティについて -2 (最高情報統括責任者や最高情報セキュリティ責任者にIDやパスワードの管理権限を付与されたい。)		○
堺市就労支援協会	意見 54	随意契約により協会を契約相手方とする多数の契約の範囲の限定について (随意契約により協会を契約相手方とする多数の委託契約については、就労困難者の就労支援という政策目的の実現のためには協会へ委託することが最適であるという随意契約理由に照らして、必要かつ相当な範囲・分量にとどめるべきである。)	○	
	意見 55	「受託業務従事者訓練計画書」等の書式の改訂について (同計画書の書式を改訂し、就労困難者の就労支援という政策目的の実現が実効的に図られていることを、可能な限り客観的に確認できるようにするべきである。)	○	○
	意見 56	仕様書の記載の明確化について (市が警備業務受託契約の訓練期間の上限を見直すとの判断をされる場合は、同受託契約の仕様書の訓練期間の上限の記載も明確に見直すべきである。)	○	
	意見 57	堺市立共同浴場の収支改善策について (堺市立共同浴場の収支改善策として、人件費の削減、営業時間の短縮、利用料金の値上げなどの実施を具体的に検討すべきである。)	○	○
	意見 58	堺市立共同浴場の廃止を含めた在り方について (堺市は、速やかに、具体的に、堺市立共同浴場の廃止も含めた在り方の検討を行うべきである。)	○	
堺市学校給食協会	意見 59	堺市学校給食運営業務委託契約の予定価格の積算について (予定価格の積算内容は、決算実績を基に再検証し、次年度以降、より実態に合った予定価格を設定できるようにすべきである。)	○	
	意見 60	食育の推進事業について (仕様書にて、受託者へ要請する事項(目的、対象者や人数、開催回数等)を明確にする必要がある。)	○	
	意見 61	配送業者の選定(競争性向上)について (入札不参加の理由を調査し、参加障壁の改善をすべ	○	○

		きである。)		
--	--	--------	--	--

第5 包括外部監査における監査の結果及び意見（全体的）

1 補助金について

[意見1] 市(全体)補助金の額・率等が不明確な要綱について

外郭団体への補助金の一部については、市の要綱上、外郭団体の事業に要する幅広い経費を、市長が予算で定める額を基準額として、支給される補助金であるとされ、補助の上限額や補助率等の設定がないものがあったが、これは堺市補助金交付規則が要綱において補助金の額について定めるべきとした趣旨に沿うものではない。補助金については、要綱上、補助金の額・補助率についての基本的な考え方を可能な限り明記するようにすべきである。

[意見2] 市(全体)補助率が2分の1を超える補助金について

市財政課が作成している補助金見直しガイドライン（令和2年10月）では補助率は原則として2分の1以内とする、2分の1を超える補助率を設定する場合は理由を明確にすることとされるが、外郭団体に支出した補助金の中には、補助率（対象となる事業費に対する補助金の比率）が2分の1を超えているが、その理由を明確に示す書類がないものがあった。理由を示す書類を作成して補助金見直しガイドラインを遵守の上、市民への説明責任を果たす必要がある。

2 財産使用について

[指摘事項1] 市(全体)減免の根拠について

堺市が外郭団体に対して、使用料を減額、免除して普通財産を貸し付けているものの中には、減免の起案文書上、減免の根拠としては、「堺市財産の交換、贈与及び無償貸付け等に関する条例」4条1項に該当することのみが記載されているものがあった。同規定は抽象的な内容である以上、起案文書においては、条文の番号だけでなく、具体的な当てはめも記載されるべきである。

3 委託契約について

[意見3] 市(全体)随意契約の理由について

堺市と外郭団体との随意契約は、一般の事業者と同様の方式により、堺市ウェブサ

イトで一覧で公表されているが、随意契約の理由については、自治法施行令167条の2第1項の何号に該当するかのみが記載されている。

該当する具体的な事実が分からなければ、市民において、随意契約により契約したことの適切さや業者選定の適切さを理解することは困難であり、また外郭団体との随意契約の場合は、市民に対してその理由を説明する必要性は大きい。市と外郭団体との随意契約を含め、市の随意契約の理由については、各号に該当する具体的事実を含めたものを公表すべきである。

4 外郭団体の運営について

[意見4] **各団体**経営計画について

毎年度の事業計画以外に、中期経営計画は策定されておらず、監査実施時点ではその具体的な予定もない外郭団体があった。

外郭団体自身の自主的自立的な運営という観点で、いわゆるP D C Aサイクルを確立して安定的・持続的な法人運営に資するために、長期的な視点に立ち、中期経営計画を主体的に策定し、P D C Aサイクルを実行する仕組みを整備すべきである。

5 外郭団体の指導調整全般（市政集中改革室の事務を含む）について

[意見5] **市(全体)**外郭団体についての情報公開

外郭団体の事業全体の状況や主要な事業、市の関与等の状況を一覧性のある方式で情報公開されることを検討されたい。また、その際は、市有財産の使用料等の減免も補助としての実質を有する以上、減免された使用料等の額も併せて公表することが望ましい。

[意見6] **市(全体)**取組方針の達成状況の公表について

堺市においては、「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の達成状況について、方針として決定した部分や、具体的な取組を開始した部分など、公表に支障がない部分については、公表することが望ましい。

[意見7] **市(全体)**外郭団体におけるシステム監査の実施その他情報セキュリティの向上について

多くの外郭団体では、情報システムに関する規程上、必要に応じてシステム監査を行う事が規定されているが、実際には、多くの団体（堺市救急医療事業団、さかい新

事業創造センター，堺市産業振興センター，堺市教育スポーツ振興事業団，堺市学校給食協会。）においてシステム監査を実施したことがなく，その準備も整っていない。所管課が適切に指導調整を行うことができるよう，市政集中改革室等の部局でも必要な支援を実施されたい。

第6 包括外部監査における監査の結果及び意見（各論）

1 （公財）堺市文化振興財団

[意見8] 所管課堺市立文化館の指定管理の今後について

堺市立文化館は，指定管理者の指定について，条例により，「業務の遂行に関する実績及び文化館の特性等を勘案し，本市が出資する法人のうちから適当と認めるものを指定するものとする。」とされ，非公募で堺市文化振興財団が指定管理を担う形が続いている。

長期目線で美術品の管理を継続する必要があることは公募を行わない理由とならず，美術品の管理を行うにふさわしい団体がどうかという点は公募時の審査対象とすれば解決しうること，「収集」業務がないといったことに照らせば，中長期的な方向性としては，この制限を撤廃して公募化を行うべきである。

[意見9] 外郭団体フェニーチェ堺におけるエグゼクティブ・プロデューサーとの契約について

団体は，大規模公演の誘致に必要な企画等の業務を担うためにエグゼクティブ・プロデューサーを依頼することとし，1期目の指定管理期間の7年6か月間という長期間，委託料を定額とする契約を締結している。その結果，期間の経過に伴い，必要な助言の量や内容に変化があっても，契約期間の途中での変更が困難になっている。

今後，同種の契約を締結する際は，より短い契約期間とし，その都度，依頼する業務の範囲，実績，成果などを考慮して，価格交渉を行うという方法があり得ると思われる。次期契約に当たっては，この点を留意の上，契約手法に係る見直しをされたい。

[意見10] 外郭団体フェニーチェ堺の駐車場について

現在，フェニーチェ堺の駐車場では，30分200円（上制限なし）の利用料金が導入されている。大きなイベントなどがある日においては当該駐車場が満車となる日がある

一方で、特にイベントがない日などはあまり利用がない現状に照らし、たとえば、1日あたりの上限料金の導入や、料金を日にちによっても変える制度の導入も考えられる。指定管理者として、より適正な利用料金制度を導入することが望ましい。

[意見 11] **所管課** 堺市文化振興財団事業補助金の在り方の見直しについて

堺市文化振興財団事業補助金は、競争性がなく、補助金の総額は1億円以上であり、かつ、補助金交付額も事業費のうちチケット収入等の収入で賄えない部分の全額を補助する形で事業費のほぼ全て（100%）が補助されている状況にあるが、このような現在の形式は、より効果的（魅力的）なイベントを、より経済的・効率的な方法で行い得るかもしれない担い手を探すという方向にはなり難い。

他の地方公共団体の公募型プロポーザル等の方法の採用例等も参考にしながら、可能性のある事業については積極的に外部委託を行われたい。

[意見 12] **所管課** 堺市文化振興財団事業補助金と市派遣職員の人件費との関係

補助金の収支決算書では、市の補助金を原資として市派遣職員の人件費を支出できないという法律上の制約を前提に、特定の事業のチケット収入で市派遣職員の人件費を賄うという形とするために、チケット収入を、その事業の収入とせず、派遣職員の人件費を計上する収支区分の収入としている。そのため、個別の事業の収入の額が実際と異なる金額で報告されていることとなる。

収支予算書・収支決算書においては、事業ごとのチケット収入の実際の収入額を記載すべきであり、派遣職員人件費等の補助対象外経費で各事業の収入により賄わざるを得ない部分については、充当関係が明確になるように様式を改めるべきである。

[意見 13] **所管課** 堺市文化振興財団事業補助金の収支報告の在り方

堺市文化振興財団事業補助金の収支予算書や収支決算書には、指定管理者業務と補助事業とで共通するシステム、ホームページの費用について、按分して指定管理料から支出する場合に、「負担金収入」という言葉が登場するが、その意味の具体的な記載はない。

費用を按分する場合、具体的な理由や按分比率の計算根拠を記載した形の収支予算書・収支決算書に変更することが望ましい。また収入（公の施設の指定管理料や、公の

施設の利用料金収入)の具体的な名称等も明記する様式に改めることが望ましい。

[意見 14] 所管課・外郭団体 財団の今後について (財務面からの意見)

堺市文化振興財団は、公募による指定管理業務に多数応募し、結果として多数の施設で当選している。システム等の基盤や情報誌・チラシの共通利用といった利点がある一方、外郭団体としての経営資源を、ある程度、選択と集中を行うという考え方もあり、これにより、副次的効果として、民間の参入の余地が増えるともいえる。

外郭団体としての堺市文化振興財団の経営判断によるが、文化振興財団がこういった形で指定管理者の公募に取り組むのかをなるべく早くオープンにしておくことにより、他の事業者の応募の促進につながるといえる。

2 (社福) 堺市社会福祉事業団

[意見 15] 所管課 支払ってきた指定管理料が、実際に指定管理業務に要した経費より高額であり、堺市社会福祉事業団の内部に多額の現金・預貯金の蓄積を生じていた点について

「堺市立こどもリハビリテーションセンター」の指定管理料の額については、翌年度の年度当初(4月1日)に在籍する予定の職員が翌年度の1年間従事し続けることを前提として積算されるが、実際にはそのとおりにゆくものではなく、結果として、実際に指定管理業務に要する「人件費」は当初見込額を下回ることになり、そこに指定管理者の利益が生じることになる。³

このような方式で指定管理料を決定する方法を採ることには問題があるといえる。

平成30年度の監査においても、指定管理料を精緻かつ的確に算定するよう求められていたとのことであるが、合理的な指定管理料の積算方法については、さらに、具体的かつ的確な検討を進める必要があると思料される。

なお、一つの方法として「精算」を行う方式を取り入れることも検討に値すると思料されるので、この点付言する。

[意見 16] 外郭団体 設備整備積立金について

使用予定のない設備整備積立金が長年積立金として計上されている。返還や取崩し

³ 本件基本協定書及び年度協定書においては、年度ごとに差額の精算をすることは定められておらず、当然、精算は行われていない。

等の処理を検討されたい。他の積立金についても必要性を再検討し整理されたい。

[意見 17] ~~外郭団体~~ 堺市社会福祉事業団で利用されている各種 ID・パスワードに関する規定整備について

堺市社会福祉事業団の内部で用いられているシステムのIDとパスワードの発行は、各システムの担当者等の範囲に制限して発行されているが、具体的な規定が整備されていなかった。

規定を整備し、利用する職員に対しIDを付与する範囲や、人事異動・退職時のID・パスワードの管理などについて、明確にし、各種システムに関する内部リスクに関する対策を強化しておくべきである。

[意見 18] ~~外郭団体~~ 入札を行う場合と、行わない場合の基準について

堺市社会福祉事業団では、規程上、予定価格が1,000万円を超えない契約は、随意契約によることができるが、決裁権限を持つ者が判断して入札を行っている例もある。

現在、堺市社会福祉事業団が手掛けているのが、全て指定管理者としての管理運営業務であり、コストカットの要請が強いことに鑑みると、予定価格が1,000万円未満の場合における入札についての長期的な方針を整理しておくことが望ましい。

[意見 19] ~~外郭団体~~ 釣銭の管理について

「第2つばみ園」の小口現金の一部を「つばみ診療所」の釣銭として使用しており、小口現金出納簿の残高と実際の現金有高が異なる状況で管理されている。実態に合わせた適切な現金管理が必要である。

[意見 20] ~~外郭団体~~ 現金出納簿における現金取扱員の押印について

日々の業務終了時に現金有高を確認し、その証跡として残すべき現金出納簿への現金取扱員による押印が、始業時に押されていた。業務の形骸化を防ぐため、適切な業務フローの確認が必要である。

3 (公財) 堺市救急医療事業団

[意見 21] ~~外郭団体~~ 補助金交付申請額の誤りについて

令和3年度の補助金の交付申請において、固定資産取得支出にかかる特定資産取崩収入を計上していないため、過大な運営補助金の概算払いが発生していた。極力、補助金の概算払い支出を抑えるために、補助金申請段階で特定資産の取崩収入を計上する

ことが望ましい。

[指摘事項2] ~~外郭団体~~電子カルテの監査の未実施について

「診療録及び診療諸記録の電子保存に関する運用管理規程」第25条に基づく、電子カルテの監査が実施されていなかった。今後、堺市所管課と連携を図りながら、電子カルテの監査を適切に実施されたい。

[指摘事項3] ~~所管課~~堺市救急医療対策事業運営費補助金（事業団管理運営事業）の算定に関する基本的な考え方について

堺市救急医療対策事業運営費補助金（事業団管理運営事業）は、「事業団が実施する救急医療確保対策事業及び事業団の管理運営事業に要する経費」につき、「別に市長が予算で定める額」を基準額として支給される補助金であるとされるが、このような包括的な事項のみを規定することは、堺市補助金交付規則が補助金の額について定めるべきとした趣旨に沿うものではない。要綱において、補助金の額についての基本的な考え方を可能な限り明記するようにすべきである

[指摘事項4] ~~所管課・外郭団体~~堺市救急医療対策事業運営費補助金（事業団管理運営事業）の額の根拠について

堺市救急医療対策事業運営費補助金（事業団管理運営事業）の交付の起案文書のみからは、いかなる根拠に基づき当該金額が算出されているのかや、増額の際にいかなる事実によってどれくらいの金額の補助金の額が変更になるのかを容易に読み取ることができなかった。運営補助金申請書及び起案文書において、運営補助金の金額の算出過程を容易に読み取ることができるようにするべきである。

[指摘事項5] ~~所管課~~事業団が使用する土地建物の貸付料の減額貸付の起案文書における理由の記載について

堺市泉北急病診療センター及び堺市こども急病診療センターの土地建物は、堺市が団体に対し、普通財産の貸付けを行っているものであるが、その起案文書において、貸付料の減額の理由については、「堺市財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例第4条第1項の規定に基づき減額（50%減額）」すると記載がある。しかし、同条例は抽象的な内容である以上、起案文書においては、条文の番号のみならず、具体的なあてはめも記載されるべきである。

[指摘事項 6] ~~外郭団体~~ **小児後送ベッド確保対策について**

後送患者受入れのための必要な応需体制を取ることを団体が病院に求め、ベッド確保の実績に応じて団体が病院に費用を支払う小児後送ベッド確保対策事業について、契約書が作成されていないが、権利義務関係を明確にするためにも、団体と病院との間で契約書が作成されるべきである。

4 (株) さかい新事業創造センター

[意見 22] ~~所管課~~ **さかい新事業創造センターに対する委託事業の成果指標について**

堺市からさかい新事業創造センターに対して委託されている「さかいスタートアップアクセラレーション業務」について、活動指標・成果指標の策定をされたい。

[指摘事項 7] ~~所管課・外郭団体~~ **情報セキュリティ規程に基づくシステム監査について**

情報セキュリティに関し、システム監査がなされていなかった。近年電子情報の重要性が増大し、それに伴って情報漏洩事故が発生した場合の被害・影響は非常に大きいことに鑑みると、団体に対してシステム監査の実施を求め、市はそのための支援を行うことを検討されたい。

[指摘事項 8] ~~外郭団体~~ **資金計画の作成について**

資金計画に該当する資料が作成されていなかったため、これを作成されたい。

[意見 23] ~~外郭団体~~ **中期経営に関するモニタリング実施について**

現在、中期経営計画が策定されているが、年度ごとの進捗状況確認とフォローアップを実施する仕組みは特に存在しない。そうしたものを構築し、次年度事業計画や次期中期経営計画策定の際の参考とすべきである。

[意見 24] ~~外郭団体~~ **小口現金残高の適正化について**

経理規程では、小口現金の上限額までは規定されておれず、おおむね、15万円程度の残高が維持されている。しかしながら、小口現金の出納状況に鑑み、小口現金残高を必要最低限とすることが望ましい。

5 (公財) 堺市産業振興センター

[指摘事項 9] ~~所管課・外郭団体~~ **情報セキュリティ規程に基づくシステム監査について**

堺市産業振興センターにおいては、情報セキュリティに関し、自己点検及びシステム監査のいずれもなされていなかった。近年電子情報の重要性が増大し、それに伴って情報漏洩事故が発生した場合の被害・影響は非常に大きいことに鑑みると、団体に対してシステム監査の実施を求め、市はその支援を行うことを検討されたい。

[指摘事項 10] ~~所管課~~補助金見直しガイドラインの遵守について

市が堺市産業振興センターに交付している補助金（堺市公益財団法人堺市産業振興センター事業補助金）の補助率は66%と2分の1を超えている。現在、「補助金見直しガイドライン」によれば補助率は「原則として2分の1以内とする」とされていることから、現状を維持する場合、理由の明確化が必要である。

[意見 25] ~~所管課~~市が実施する団体へのモニタリングの実施方法検討について

現在、市は団体への実地調査を行っているが、マニュアルがないことから担当者の経験や主観に依存した調査となっている。外郭団体の実地調査に関するマニュアルやチェックシート、過年度指摘事項等のフォローアップシート等を作成して実地調査を運用することで、確認すべき論点やフォローアップすべき事項を網羅的に調査することができ、効率的かつ効果的な指導が可能になると考えられる。実効性を高める方法を検討されたい。

[意見 26] ~~外郭団体~~郵送業務の効率化について

各種案内や請求書の郵送に当たり、外郭団体内部で料金後納郵便を採用している課としていない課があった。可能な限り料金後納郵便を採用することが望ましい。

[意見 27] ~~外郭団体~~小口現金残高の適正化について

産業振興センターの総務課では、おおむね、15万円程度の小口現金残高を有しているが、必ずしも必要額であるとは言えず、有価物保管に伴い発生する紛失や盗難のリスクを無用に大きくし、また、事務負担の増加も招いている。小口現金と釣銭準備金を分けて管理し、上限額を規定したり、両者の必要額を明確にする等の改善が必要である。

[意見 28] ~~所管課・外郭団体~~貸会場利用率の向上について

産業振興センターでは、イベントホール、大小会議室、セミナー室、コンベンションホール、小ホールを一般に貸し出して、使用料収入を得ている。稼働率の低い時間

帯については直前申込みの割引を検討するなど、稼働率を向上させ、年間使用料収入を増大させることを検討されたい。

6 (公財) 堺市公園協会

[指摘事項 11] ~~外郭団体~~ 役員報酬の決定手続について

財団法人においては、理事の報酬については、定款に定めがない場合、評議員会の決議によって定めるが、堺市公園協会については、評議員会において理事の報酬について決議した事実が確認できなかった。役員報酬については、法の原則にのっとり、評議員会の決議に基づき定めるべきである。

[要望 1] ~~所管課~~ 駐車場の使用料について

堺市公園協会は、公園施設の管理許可を受けて、市が敷地を所有する都市公園内の駐車場を管理し、使用料の減免を受けている。

現在の減免の経済的な実質としては公益事業及び団体運営への間接的な補助金と同様のものとなっているが、これは本来、市が個別に公益性を審査して補助すべきものである。今後も堺市公園協会が駐車場の管理を継続する場合の減免の相当性及びその割合については、駐車場ごとにその必要性及び範囲を見直し、団体援助的な減免は行わないことが好ましいと思われる。

[要望 2] ~~所管課~~ 駐車場の使用許可について

上記の都市公園内の駐車場については、長期間、堺市公園協会のみが、公園施設の管理許可をうけて駐車場を運営している状態である。

しかし、上記要望のとおり堺市公園協会の公益事業や団体運営は個別に審査して補助すべきものであり、また、駐車場管理については、その性質上は外郭団体でなくても可能なものである。市が、実際の駐車場管理を行う事業者と直接契約等を行い、収入を収受するほうが望ましい。

[要望 3] ~~所管課~~ 自動販売機の使用許可について

堺市内の公園の自動販売機については、一部を除き、堺市公園協会が、自動販売機の設置許可を受け、堺市公園協会が飲料業者と契約して自動販売機を設置し、売上げの一定割合を手数料として取得している。

しかし、市が直接事業者と契約して収入を収受するほうが適切である。今後、堺市

公園協会以外による自動販売機の設置の可否や手法についても、検討されたい。

[意見 29] 所管課 愛護会支援事業の委託範囲について

市が堺市公園協会に委託する公園愛護会支援事業の業務には、泉北地区の公園の広場の利用抽選業務が含まれているが、実際の抽選や通知等は堺市シルバー人材センターに再委託されている。

抽選業務は、利用についての公園愛護団体からの問合せ対応の観点で公園愛護会支援事業とともに委託されているが、抽選業務そのものを委託すべき理由としては不十分と思われる。市が堺市シルバー人材センター等に直接委託するほうが効率的と思われるため、方法を検討されたい。

[意見 30] 所管課 愛護会支援事業による堺市公園協会の財産取得について

公園愛護会支援事業の委託料は精算を要するとされているところ、備品購入費については支出が許容される一方、財産取得のための支出は許容されない。一方、令和3年度の公園愛護会支援事業に関して、愛護会管理のためのソフトウェアの改修費用に委託料を充て、また、公園愛護団体に貸し出すため堺市公園協会が所有する清掃器具等について、備品購入費として支出している。

愛護会支援業務にとって重要な、財産的価値のある備品・ソフトウェアについては、事業・委託の終了時・変更時の処理等について、堺市公園協会と契約上その取扱いについて取り決めることが望ましい。

[指摘事項 12] 所管課・外郭団体 荒山公園駐車場の管理の法的根拠について

荒山公園には、花見による来園者の増加時期（2月から4月）に限り堺市公園協会が管理を行う駐車場が存在し、令和3年度については、堺市公園協会が設置管理の許可を受けず、契約にもよらず市が堺市公園協会に管理を依頼することで堺市公園協会による駐車場管理及び使用料の徴収が行われていた。

法的根拠なしに利用料金・使用料を徴収しているという疑義が残り、契約等がないため管理について問題が生じた場合のリスク分担等が明確になっていないという問題もあるため、条例や許可等の手続を漏らすことなく法的根拠を明確にすべきである。

[意見 31] 外郭団体 荒山公園駐車場の管理委託について

上記の荒山公園の駐車場の管理について、管理に必要な業務を堺市公園協会が事業者
者に委託する際、まず2月から3月末日までを契約期間とする契約を締結し、その後、4
月1日付で、4月1日以降の契約を再度締結している。

しかし、債務負担を予算上定めるといった方法により、最初の委託契約時点で、4月
分についてもまとめて契約締結できるように、会計規程を整備するほうが、効率的と
思われるため、検討されたい。

[要望 4] **所管課**堺市公園協会及び委託事業の全体的な在り方について

堺市公園協会の事業収益は委託料が多くを占めるところ、委託料については、間接
費として配賦される団体の人件費の占める割合が小さくない。このほかに、共通の事
務費の配賦等もある。

事業について、長期的な視点で見れば、団体の運営管理に関する費用の発生という
観点で、堺市公園協会への委託はかえって高負担になっている可能性がある。長期的
な観点で、堺市公園協会の市に依存しない財政基盤の確保や、委託業務の在り方の見
直しを通じて、委託事業に係るコストの検証に努めることが望ましい。

7 (公財) 堺市教育スポーツ振興事業団

[意見 32] **所管課・外郭団体**公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団補助金の 補助対象人件費について

事業団は、補助金を申請するに当たり、人件費合計額を補助金対象と対象外（スポ
ーツ関係団体への振り分け分）に按分しているが、その根拠については明確なものが
なかった。また、所管課としても、直接人件費及び間接人件費の内訳、人件費の按分
根拠について事業団に確認できていない。

所管課は、補助対象事業の人件費の適正性を検証できるよう人件費の内訳(直接人件
費、間接人件費、按分根拠等)について事業団に説明を求め、その妥当性を判断した上
で、補助金交付額を決定すべきである。

[意見 33] **所管課・外郭団体**金岡公園体育館における現金等の管理について

現状、全ての職員が現金にアクセスできる機会があり、現金や金庫、金庫の鍵の盗
難・紛失のリスクがある。金庫の開扉と収納、鍵の管理はなるべく役職者等一部の者
に限定するなど、より盗難・紛失のリスクの低い管理方法を採用することが望ましい。

受付業務の必要から、どうしても役職者以外の者が金庫の開扉や収納を行わざるを得ない日があるのであれば、役職者の次に責任を負うものの順位を一定のルールで定めておき、それをシフト表に明示するなどして現金管理の責任の所在を明確にすべきである。

[意見 34] 所管課・外郭団体 **金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について**

公用車の駐車場利用のため、定期券の不具合により、一時的に駐車場利用券（サービス券）の交付を行っているが、現在、利用数の記録・確認が行われていない。利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。

8 （公社）堺市観光コンベンション協会

[指摘事項 13] 所管課・外郭団体 **茶室管理業務の再委託について**

堺市は、堺観光コンベンション協会に堺市茶室管理業務を委託しており、委託業務のうち茶室周辺の庭園等の清掃について、再委託がされている。委託契約上再委託には発注者（堺市）の同意を得た上で、書面で届け出る必要があるが、これらがされていなかったため、承認手続を徹底されたい。なお、令和4年度については、監査実施中に、再委託についての承認申請が行われ、是正がされた。

[意見 35] 外郭団体 **経営計画について**

平成30年度までは計画を策定していたが、堺市の「観光戦略」が新たに策定されたことを理由に、現在、協会では、毎年度の事業計画以外に、中期経営計画は策定されていない。PDCAサイクルを確立して安定的・持続的な法人運営に資するために、堺市の観光戦略も踏まえつつ、団体も自らの長期的な視点を持ち、中期経営計画を主体的に策定し、PDCAサイクルを実行する仕組みを整備することが望ましい。

[意見 36] 所管課・外郭団体 **補助事業の内容変更・中止の手続について**

補助事業の内容・経費配分の変更、補助事業の中止・廃止は、軽微な変更の場合を除き、あらかじめ市長の承認を受けることとされているが、新型コロナウイルスの影響による堺まつり等の中止は、補助金の総額（全事業分の総額）に対して、20%以上の費用の増減が生じるものでないため、軽微な変更とされ、書面による申請・承認や起案の保存等はなかった。

中止や内容変更について明確な審査がされなくなり、変更等の承認手続により補助金の公益性を担保することが不十分になる、過去の意思決定プロセスを確認することができないという問題も生じる。今後は、イベントの中止・変更については、要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。

[意見 37] ~~所管課~~補助金の支給範囲・割合について

堺観光コンベンション協会に対する補助金は、前年度の予算策定段階で、事業のうち補助から除外される経費以外の全額（本部経費の配賦を含む）を基礎に、自身の収入により賄うことのできない部分が補助され、令和3年度の事業費支出の約84%が補助されている。要綱上も特に補助率に関する規定はない。

個別の事業によっては、委託等への切替えや、補助率の設定が不可能ではないため、補助事業で例年実施している事業や、市自身の観光行政上必要な事業については、委託への切替え等を検討されたい。また、補助率の設定等が可能かを検討されたい。

[意見 38] ~~所管課・外郭団体~~補助金を原資とする負担金拠出の在り方について

堺観光コンベンション協会への補助金からは、堺観光コンベンション協会等が構成員となる実行委員会・組織委員会が主催するイベントへの負担金が拠出されているところ、その中には堺市等がその費用の大部分を負担するものが含まれていた。

このような取扱いは不要な事務の増加につながる、イベントに対する公金支出の総額が見えにくくなるといった問題がある。市が負担金を拠出する観光に関連するイベントについては、負担金を市に一本化することを原則とされたい。

[意見 39] ~~所管課~~補助金の検査の在り方について

堺観光コンベンション協会に対する補助金について、市は、毎年度末の補助金の実施報告時と、それとは別に、費目ごとなどに、補助金に関する決算報告の内容が正確か否かについての現地検査を実施しているものの、それらの検査内容及び結果については、証跡が残されてない。実施結果を明らかにするため証跡を残しておく必要がある。

[意見 40] ~~所管課・外郭団体~~堺大魚夜市のオンライン開催について

堺観光コンベンション協会は、堺市からの補助金を原資として、堺大魚夜市実行委

員会に対する負担金を支出して、令和3年度については、これが実行委員会の収入の大部分を占めていた。令和3年度の堺大魚夜市については、新型コロナウイルスの感染拡大によりオンライン配信とされたが、金銭支出に見合う観光振興の効果があつたとは言い難い。オンライン開催は、あえて費用を支出して行うべきではなく、仮に開催するにせよ、より費用の小さい方法によるべきである。堺観光コンベンション協会の負担金も、開催方法に応じて縮小すべきである。

[指摘事項 14] -所管課・外郭団体- **堺大魚夜市への補助金・負担金の精算について**

令和3年度の、堺大魚夜市実行委員会には218万1665円の繰越金がある。

堺大魚夜市実行委員会に対する堺観光コンベンション協会の負担金は、堺市の補助金を原資とするものである。観光振興に用いられなかった繰越金については、精算の対象とすべきものである。

年度末には、実行委員会の残余金について、堺観光コンベンション協会の負担割合に応じて精算を行い、堺市からの補助金の精算もこれを基礎とすべきである。

[意見 41] -所管課- **堺大魚夜市への補助金・負担金の在り方について**

「堺大魚夜市」の実行委員会へは、堺市の補助金を原資として堺観光コンベンション協会から負担金が拠出されているところ、市が直接補助金を拠出する方が、実行委員会に対する市のモニタリングや、負担金の効果の検証といった点では適切と思われる。堺市が自ら補助金を拠出する形とすることを検討すべきである。

[意見 42] -所管課・外郭団体- **堺まつりに関する自主財源の確保について**

堺まつりは、堺観光コンベンション協会が主催するイベントであるところ、補助金、協賛金、寄附金の割合につき具体的な目標を設定したうえで企業・市民からの協賛金・寄附金を積極的に集めるといった補助金への依存軽減についての具体的な取組がされているとはなお言い難い。協賛金の獲得について、数値目標の設定や、増加に向けた具体的戦略を検討すべきである。

[意見 43] -所管課・外郭団体- **観光案内所における現金収入の管理について**

堺観光コンベンション協会は、補助事業の一つである観光案内所の運営について委託し、その中で利用者から利用料を収受するレンタサイクル事業、手荷物預かり事業

を実施している。団体は、委託先から、申込書と徴収した現金を受け取り、現金入金額が申込書と一致しているかを確認しているが、連番のある領収書の控えと一致しているかまで確認していない。現金入金額の根拠である領収書控えとの一致の確認もしくは連番チェックを実施する必要がある。

[指摘事項 15] ~~外郭団体~~ **団体における契約手続について**

団体の規程・細則では、予定価格に応じて見積業者数が規定されているところ、契約金額上3社以上の見積もりが必要な契約について2社からの見積書しか取得されておらず、また、同契約を含む見積書の取得に関する起案上は、予定価格や予算配分額等の記載がないものが複数件見られた。

規程上予定価格自体は定める必要があり、また見積業者数を誤らないために、見積書の取得等に当たり、予定価格又は予算配分額を書面上明確にされたい。

9 (社福) 堺市社会福祉協議会

[指摘事項 16] ~~所管課・外郭団体~~ **堺市総合福祉会館管理運営補助金等の基本的な考え方について**

堺市総合福祉会館管理運営補助金について、補助対象経費は、補助対象事業に係る諸経費及び当該事業の実施に要する事務局の person 費とされているが、実際には事務局の person 費が補助の対象となっていない以上、要綱から削除されるべきである。

また、特定天井の改修工事補助金の額について要綱において「別に市長が予算で定める額」を交付するという包括的な事項のみを規定しているが、改修工事補助金の金額は国からの社会資本整備総合交付金の限度となるはずである。改修工事補助金は令和2年度に限り交付されたものであり、当該要綱自体の効力が失われているとしても、今後新たに補助金を交付される際には、かかる指摘の趣旨を踏まえ要綱の制定には十分に留意されたい。

[意見 44] ~~所管課・外郭団体~~ **堺市総合福祉会館改修工事に係る補助金の今後の在り方について**

会館補助金には中長期保全計画に基づく工事関連経費が含まれているが、工事関連経費に係る補助は、特定の活動、事業に対する補助であり、使途が限定されるものであり、また会館補助金に含めた場合、減価償却費と期間対応せず、適切な期間損益計

算が行えないという問題もあるため、使途が限定されていない会館補助金に含めるのではなく、事業補助金（施設整備補助金）として交付すべきである。

[意見 45] 所管課・外郭団体 **業務委託契約の履行確認について**

堺市が堺市社会福祉協議会に委託している業務委託契約について、履行の状況や指導の内容について記載した委託業務成績表の成績表を確認したところ、確認したもののほぼ全てにおいて、問題なく履行されていることを意味する「A」などとの記載がなされていた。業務委託の履行状況の確認を随時確認しているのであれば、成績表に記載するかどうかはともかくとして、履行状況を確認した具体的な結果を一元的に書面にまとめるなどして記録に残しておくべきである。

[指摘事項 17] 所管課・外郭団体 **福祉会館用地の無償貸付けについて**

福祉会館用地については、堺市財産の交換譲渡及び無償貸付けなどに関する条例第4条第1項により無償貸付けが行われている。その起案文書には同条例の条文番号のみが記載されていた。同条は抽象的な内容であり、いかなる点で同条に該当するのかについて、起案文書において具体的なあてはめの記載が必要であるが記載がない。条文の番号のみならず、具体的なあてはめも記載されるべきである。

[意見 46] 所管課・外郭団体 **福祉会館における貸室の稼働状況について**

堺市社会福祉協議会は福祉会館の会議室等の貸室を行っているが、その賃貸料収益は、新型コロナウイルス感染症による影響があるとはいえ、福祉会館全体のランニングコストに基づく受益者負担額を大きく下回っている状況にある。また、コロナ禍以前の賃貸料も、福祉会館全体のランニングコストに基づく受益者負担額を下回っている。

できる限り本件貸室の稼働状況を改善し、収益の確保に向けた検討がなされるべきである。なお、取組としては、団体の活動に必ずしも関心を有していない民間事業者をも対象とした提案型の広報を行うことや、柔軟な使用時間の設定、民間事業者の使用について別個の料金体系を構築する、1時間単位の使用の場合は割高な使用料とするなどの方法もあり得るので検討されたい。

[意見 47] 所管課・外郭団体 **福祉会館における貸室の使用料の返還について**

福祉会館における貸室の使用料について、堺市総合福祉会館管理運営規程・堺市総合福祉会館管理運営施行細則の定めている内容と比べ、実際には還付が緩やかに行われているきらいがある。貸室の収益の確保という観点も踏まえ、運用の適正化が図られるべきである。

[指摘事項 18] -外郭団体-個人情報取扱事務目録について

団体の「個人情報保護規程」に定められていた「個人情報取扱事務目録」が作成されていなかったため、それを作成するか、その他適切な措置を講じるべきである。

10 (公社) 堺市シルバー人材センター

[意見 48] -所管課-補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて

堺市シルバー人材センター運営補助金について、補助対象経費に含まれる消費税相当額の堺市シルバー人材センターへの還付があり、二重の利益が発生している。補助金交付要綱に補助対象経費に含まれる消費税相当額に関する取扱いを定め、補助対象経費に含まれる消費税相当額の返還の可否についての検討を行うべきである。

[意見 49] -所管課-補助対象経費の範囲について

堺市シルバー人材センター運営補助金について、同趣旨の国の補助金と補助対象経費の範囲が異なっている。同じ趣旨の補助金である以上、堺市シルバー人材センター運営補助金の補助対象経費の範囲を国の補助金に整合させることを検討されたい。

[指摘事項 19] -所管課-堺市シルバー人材センター運営補助金の補助対象について

堺市シルバー人材センター運営補助金の対象は、「補助対象事業に係る諸経費及び当該事業の運営に関する事務局の人件費」とされている一方、その実質は団体の事務所の貸付料及び人件費に限られている。補助の対象が事務所の貸付料と事務局の人件費に限られることを明記するべきである。

[意見 50] -所管課-堺市の所管課による堺市シルバー人材センターへの指導監督体制について

所管課である長寿支援課が団体に対して行っている指導監督のうち、運営補助金の審査について、運営補助金は人件費について補助の対象となっているところ、適正な額の補助金の交付という観点から、所管課は団体に対し、適正な要員で行われている

かなどについての管理監督を強化するほか、人件費などについて、団体と協議を行った際に、その内容を残しておくべきであると考える。

また、個人情報の漏洩などの事案が団体で発生した場合の指導や、堺市の対応が必要な団体の業務に関するクレームが生じた場合に必要に応じて団体から連絡を受けるといった従前の取組のほかにも、所管課と団体との間で課題となる事案を共有したり、所管課が団体に対して文書による改善点の指導を求め、これに対して団体が文書で回答したりするなど、所管課の積極的な監督が行われるべきである。

[意見 51] ~~外郭団体~~ 堺市シルバー人材センターの運営について

堺市財政危機脱出プラン（案）では、団体における自発的・安定的な収益の確保などが求められている一方、中期経営計画の対象である会員数、契約件数、契約金額とも減少傾向にあり、計画値と大幅な乖離が発生している。また、経常収益は一貫して減少しているうえ、令和元年度及び令和3年度においては収支が赤字となっている。

受託事業の収益の向上に向けた取組の検討がなされるべきである。団体の内部環境と外部環境を踏まえ、会員数を増やしつつ、強みである地域密着を活かしてこれまでの剪定や除草などの業務をより多く担っていくことや、単価が比較的高い分野への進出といったことなどに関する取組を進めながら、収益改善に向けた取組が行われるべきである。

[意見 52] ~~外郭団体~~ 会員の処遇について

堺市シルバー人材センター会員の就業に伴う配分金については、令和元年度ないし令和3年度における会員への配分金の額は最低賃金を下回っている。また配分金のほか、交通費が別途支給されることはない。

既存の会員の就労意欲を低下させるおそれがあり、また60歳代の新たな会員の確保が困難になるため、最低賃金を下回らない配分金の額とすることや交通費を別途支給することについて、料金体系の改定も含め、検討がなされるべきである。

[指摘事項 20] ~~外郭団体~~ 情報セキュリティについてー1

情報セキュリティについて、規程では情報セキュリティ対策基準に基づいた具体的な実施手順を策定しなければならないとされているが、実施手順は策定がなされてい

なかった。実施手順を策定するか、規定に合理性がないのであれば規定の見直しをすべきである。

[意見 53] -外郭団体-情報セキュリティについてー 2

団体の情報セキュリティに関し、各種システムにログインするためのIDやパスワードの管理については、情報システム、情報セキュリティに関する事務を総括する総括電算管理者たる事業課長のみには権限が付与されており、最高情報統括責任者（理事長）や最高情報セキュリティ責任者（事務局長）には付与されていない。その職責を踏まえると、管理権限が付与されるべきである。

11 （公財）堺市就労支援協会

[意見 54] -市（全体）-随意契約により協会を契約相手方とする多数の契約の範囲の限定について

「性質随契」による契約相手方の選定については、十分に合理的な根拠と説明責任を果たすことが求められる。

今後も多数の清掃・除草・警備業務委託契約につき、随意契約（性質随契）により契約相手方を堺市就労支援協会とするのであれば、①就労困難者の支援として清掃・除草・警備業務の委託という方法によることが相当であるか、効果がどの程度となっているのか（その後の一般就労に結びついているのか、それとも単に一時的な雇用の確保をしているだけなのか）、②実際の業務従事者の就労困難の程度（職業紹介や職業訓練では不十分な方がどの程度なのか）などを踏まえ、就労困難者の支援という観点から必要かつ相当な範囲（委託契約の総量も含めて）にとどめるべきである。

[意見 55] -市（全体）・外郭団体-「受託業務従事者訓練計画書」等の書式の改訂について

堺市就労支援協会が堺市から受託している清掃・除草業務委託契約は、「障害者、ひとり親家庭の母親、生活保護受給者などの就労困難者の就労支援をする」という政策目的を実現するために、契約の場面を活用したものであり、堺市は、これらの契約につき、上記政策目的の実現度の高い者として、堺市就労支援協会と「随意契約」を締結しているものであると解される。

これらの各受託契約の付带的政策（就労困難者の就労支援）の実効性を確保するた

め、団体及び堺市は、少なくとも「受託業務従事者訓練計画書」等の書式を改訂し、当該政策目的の実現が実効的に図られていることを可能な限り客観的に確認できるようにするべきである。

[意見 56] 契約所管課 仕様書の記載の明確化について

本件各受託業務従事者の訓練期間は、仕様書により、最長3年とされている。ところが、本件各受託業務に令和3年度に従事した74名の従業者のうち13名は、4年目、5年目となる従業者であった。

この点、堺市就労支援協会によれば、警備業務についてのみ、大阪府公安委員会の指摘を踏まえて訓練期間の上限を3年から5年へ見直しているとのことであるが、訓練期間は、契約内容として重要な項目となるから、契約所管課は、警備業務について訓練期間の上限を3年から5年へ見直すとの判断をするのであれば、特記仕様書の訓練期間の上限の記載も明確に修正すべきである。

[意見 57] 本施設の所管課・外郭団体 堺市立共同浴場の収支改善策について

本施設の維持管理費については、毎年約6000万円の維持管理費のうちの約2000万円を利用者が負担し、その余の約4000万円を、これを利用していない市民らが負担している状況にある。

また、老朽化した本施設の維持管理費用は、今後は一層高額となるおそれ大きい。

収支を改善するために、まずは、本施設の所管課と指定管理者である堺市就労支援協会において、維持管理コストの一層の削減に取り組むべきであり、コストに占める割合の大きい人件費（約50%）と水道光熱費（約29%）を削減する必要がある。

人件費の削減、営業時間の短縮、利用料金の値上げなどの実施を具体的に検討すべきである。

[意見 58] 本施設の所管課 堺市立共同浴場の廃止を含めた在り方について

本施設は、建設から既に50年以上が経過しており、施設点検などにおいても経年劣化による不具合が多々指摘されている状況にある。

また、本施設は、毎年約4000万円の市費を投じてようやく維持管理を行うことができている状況であり、その累積額も大きい。加えて、竣工後60年となる2031年頃には、

本施設の建替えが必要となり、その費用は、約3億4000万円に上ることが見込まれる。本施設は、生活風呂として利用者が限られる施設であり、これらの費用を、利用をしない市民の負担で賄い続けることは困難である。そのため本施設については、廃止も含めた、在り方の検討をするべきである。

ただ、本施設を廃止する場合、高齢の、自宅に風呂のない、徒歩で本施設まで通う方等への支援ないし配慮の要否、その内容も併せ検討し、これを実行するためには、一定の時間が必要であると思われる。

速やかに、具体的に、本施設の廃止も含めた在り方の検討を行うべきである。

12 (公財) 堺市学校給食協会

[意見 59] 所管課 堺市学校給食運營業務委託契約の予定価格の積算について

堺市学校給食協会から提出を受けた見積書の積算内容と最終的な決算実績との比較検証は行われていない。直近3か年の決算実績と比較したところ、見積書金額及び予定価格はともに連続して実績を上回っていた。

市は、他者との見積比較が困難であるなら、より一層注意して積算内容の妥当性を判断する必要がある。予定価格の積算内容については、事後的であっても決算実績を基に再検証し、次年度以降、より実態に合った予定価格が設定できるよう留意されたい。

[意見 60] 所管課 食育の推進事業について

堺市学校給食運營業務の「仕様書」に含まれる食育推進事業に関する記載は、市が受託者へ要請する事項（目的、対象者や人数、開催回数等）について概括的な記載にとどまっている。そのため、協会の見積価格の妥当性を判断できず、適正な予定価格を積算することができない。また、契約の履行確認の段階で、見積書作成の前提となっていた親子料理教室等の事業が中止されても金額の減額をすべきなのかが不明である。

市は、仕様書にて受託者へ要請する事項を明確にした上で予定価格を決め、事業内容が変更されたり中止されたりした場合の事業内容の変更の要否や委託金の精算・返還等の要否が明瞭となるようにすべきである。

[意見 61] 所管課・外郭団体 配送業者の選定（競争性向上）について

給食物資の各学校への配送業務を委託するに当たって実施されている指名競争入札については、長年にわたって同一業者（2者）のみが入札に参加し、その2者が委託先となる状況が続いている。不参加であった業者に対して不参加の理由を調査し、参加の障壁となる事情があれば改善すべきである。また、市外業者にも案内をしたり、1契約当たりの契約配送車両台数についても検討するなど、参加業者拡大の試みを検討されたい。

以上